

旭川地域森林計画変更計画書

(旭川森林計画区)

計画期間

自 令和 6年4月 1日

至 令和16年3月31日

(令和 7 年1 2 月22日変更)

岡 山 県

令和5年12月28日付けで樹立した旭川地域森林計画（計画期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和8年4月1日から効力を生ずるものとする。

I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
 現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
 現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
 - (1) 森林整備の在り方 ----- 1
 - (2) 計画推進の基本方針 ----- 2

II 計画事項

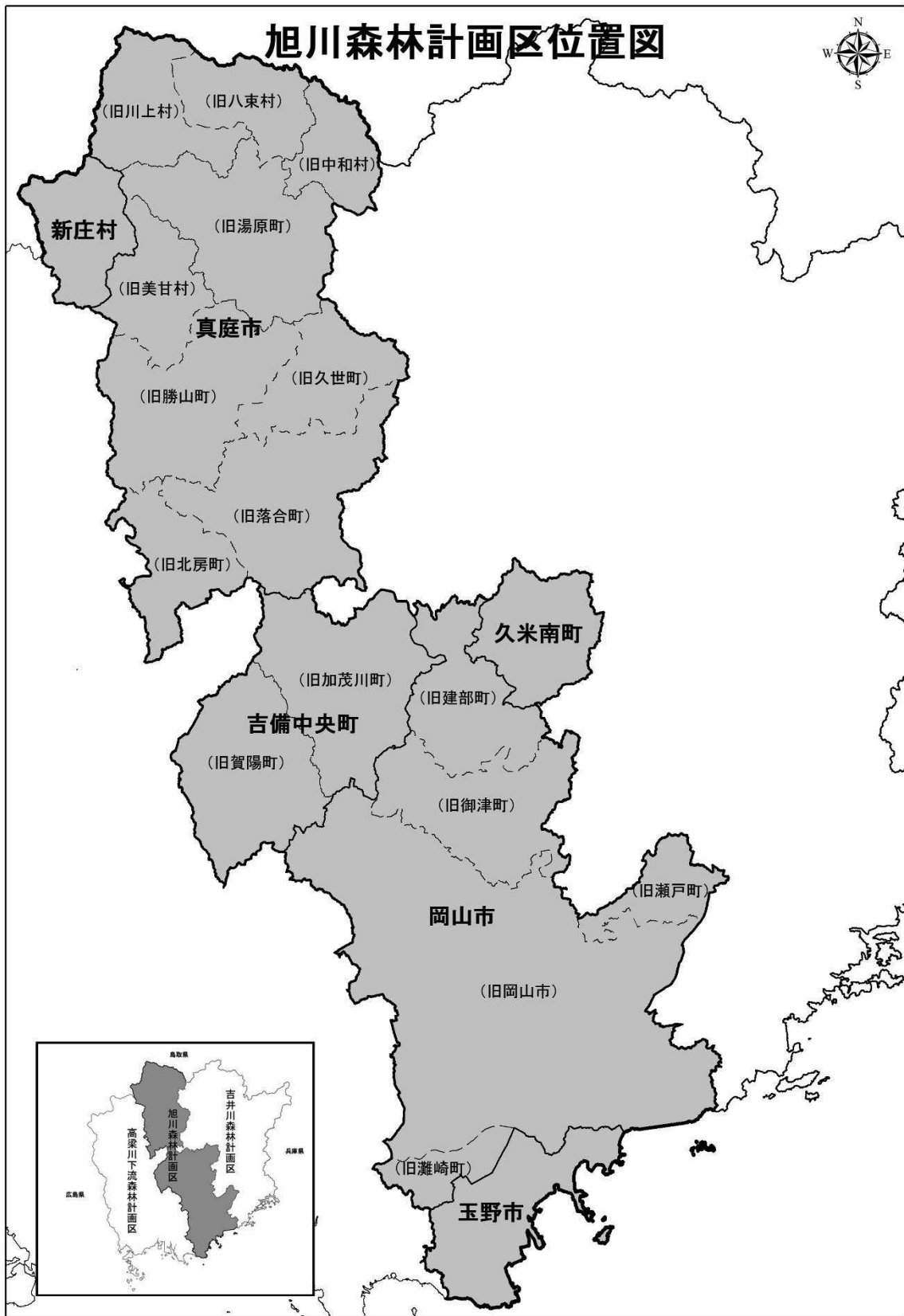
- 第1 計画の対象とする森林の区域 ----- 3
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
 - (3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 - 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
 - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針
 - (2) 天然更新に関する指針
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
 - (4) その他必要な事項
 - 3 間伐及び保育に関する事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
 - (3) その他必要な事項
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
 - (5) 林産物の搬出方法等
 - (6) その他必要な事項
 - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
 - (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針
 - (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
 - (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4) その他必要な事項	
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
(3) 治山事業の実施に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	4
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	5
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
2 間伐面積	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	6
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	1 1
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	1 2
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	
2 その他必要な事項	

Ⅲ 附 属 資 料

現行計画のとおり（略）

旭川森林計画区位置図



I 計 画 の 大 綱

1 森林計画区の概況

(略)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(略)

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかわりをもっている。また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、木材価格の低迷、間伐などの手入れ不足、山村地域の過疎化・高齢化の進行などにより次第に停滞し、森林の持つ公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

(1) 森林整備の在り方

本県の森林は、戦後、積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、多くの人工林が利用期を迎えており、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な年齢構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のための人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

①育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・自然条件がよく林業経営に適した森林においては、森林経営の集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・伐採後の的確な更新を確保するため、環境に配慮した小面積皆伐や確実な再造林等による森林資源の若返り化を進め、人工林の年齢構成の平準化と回復を図る。

- ・生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・利用期を迎えているスギ・ヒノキ人工林の伐採に併せて、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

②天然生林

（主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林）

- ・自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

（２）計画推進の基本方針

ア 持続的な森林経営と木材利用の推進

経営に適した人工林では、森林経営の集積・集約化を進め、計画的かつ効率的な林業生産活動を展開し、確実な再生林と少花粉苗木の植替えを促進するとともに、意欲と能力のある林業経営体を育成し、持続的な森林経営を推進する。

また、公共建築物等への県産材利用や消費者理解の醸成など、人と環境に優しい木材利用の促進と木材製品の品質向上・新たな利用を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさやゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさやゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害獣害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

（３）目標設定の考え方

（略）

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		125,643.30	森林法第5条第2項第1号の森林
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	32,255.37	
	旧 岡 山 市	15,641.66	
	旧 御 津 町	7,413.20	
	旧 建 部 町	6,144.41	
	旧 瀬 戸 町	2,218.08	
	旧 瀬 崎 町	838.02	
	玉 野 市	5,819.89	
	真 庭 市	58,802.08	
	旧 北 房 町	5,100.80	
	旧 勝 山 町	11,216.31	
	旧 落 合 町	10,940.03	
	旧 湯 原 町	9,732.28	
	旧 久 世 町	5,587.20	
	旧 美 甘 村	5,676.57	
	旧 川 上 村	4,114.15	
	旧 八 束 村	3,416.62	
	旧 中 和 村	3,018.12	
	新 庄 村	5,717.15	
	久 米 南 町	5,108.85	
	吉 備 中 央 町	17,939.96	
	旧 加 茂 川 町	9,583.04	
	旧 賀 陽 町	8,356.92	
再 掲	備前県民局(地域事務所除く)	56,015.22	
	美作県民局(地域事務所除く)	5,108.85	
	美作県民局真庭地域事務所	64,519.23	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
(略)
- 2 保安施設に関する事項
(略)
- 3 鳥獣害の防止に関する事項
(略)
- 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
(1)～(2) (略)

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一带は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、林野火災の未然防止や防火意識の啓発のため、予防資機材の配備や各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災注意報等の発令時や林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ～ウ (略)

第 6 計画量等

- 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
(略)
- 2 間伐面積
(略)
- 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
(略)

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		備考
	総 数	基 幹	その他	改 築	改 良	舗 装	
総 数	4,605	0	2,605	2,000	183	77,074	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
開 設	自動 車道・ 新設	林	開設総数	5路線	4,605				
			(新設) 計	1路線	2,605				
			その他 計	1路線	2,605				
			真庭市	1路線	2,605				
			旧落合町 計	間 瀬	2,605	230		無	
				1路線	2,605				
	改 築	道	(改築) 計	4路線	2,000				
			真庭市	4路線	2,000				
			旧勝山町 計	大来尾	900	125		無	
				藤波北谷	200	82		無	
				曲り首尾	400	30		無	
				柴原向	500	68		無	
				4路線	2,000				
			備前県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
再 計			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	5路線	4,605				

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考	
拡 張	良 道	改 道	真 庭 市	(改良) 計	67路線	183				
				基幹計	2路線	42				
				真庭市	(森林基幹) 作 備	22	1,473	○	有	法面・路肩・安全施設・ 排水施設・路体・舗装改 良
				真庭市	(森林基幹) 美作北2号	20	2,548	○	有	法面・幅員・排水施設・ 路肩・安全施設・舗装改 良
				その他計	65路線	141				
				岡 山 市	9路線	30				
				旧灘崎町	彦 崎	3	125		無	法面改良・局部改良
					川 彦	3	88		無	法面改良・局部改良
					迫 川	3	74		無	法面改良・局部改良
					片 岡	2	61		無	法面改良・局部改良
					明石山	4	56		無	法面改良・局部改良
					大 植	2	31		無	法面改良・局部改良
				計	6路線	17				
					旧建部町	宮ヶ谷	1	13		無
				阿弥陀		9	319		無	法面改良
				長 畝		3	42		無	局部改良
				計	3路線	13				
				玉野市	前谷	1	30		無	路肩改良
					1路線	1				
				吉備中央町	4路線	4				
				旧加茂川町	和 中	1	50		無	幅員改良
					三 飛	1	108		無	幅員改良
					日山谷	1	144		無	幅員改良
					桜久保	1	105		無	路肩改良
					計	4路線	4			
				真 庭 市	46路線	99				
				旧北房町	三 谷	2	65		無	幅員改良
					境	2	55		無	幅員改良
					2路線	4				
				旧勝山町	星 山	2	242		無	法面改良
					大ナル	2	41		無	幅員改良
					藤波北谷	1	82		無	路肩改良
					山久世	1	303	○	無	法面改良
					作西1号	10	439	○	無	路肩・法面・排水施設・ 舗装・擁壁改良
					作西2号	1	872	○	無	法面改良
					桑林	1	33	○	無	路肩改良
					大来尾	1	125	○	無	路肩改良
					穴ヶ登	1	68	○	無	局部改良
					計	9路線	20			
					旧落合町	清水寺	1	119		無
				木山大谷		1	95		無	路肩保護
				辻 谷		2	95		無	路肩保護
				大京谷		10	114	○	無	局部改良
				上山長屺		2	209	○	無	路肩改良・法面改良
				東谷		2	97	○	無	局部改良
				月田越		6	426	○	無	幅員改良
				計		7路線	24			

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5ヵ年の 計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
開 設 別	種 類	区 分	真 庭 市						
			旧湯原町	山 谷	1	42		無	付替道路
				板井戸	1	156	○	無	局部改良
				作西 1 号	11	439	○	無	路肩・法面・安全施設・ 舗装改良
				古 屋	1	261	○	無	法面改良
			計	4路線	14				
				横 畝	1	193		無	局部改良
				赤目石	1	132		無	局部改良
				セビ谷	1	126		無	局部改良
			旧久世町	鴻 殖	1	119		無	局部改良
				惣	1	61		無	幅員改良
				西 谷	1	169		無	幅員改良
				木 谷	1	168		無	局部改良
				江 森	1	165		無	幅員改良
				鍋 谷	1	121		無	局部改良
				芦 谷	1	102		無	法面改良・局部改良
				小 谷	1	178		無	局部改良
				銅々	2	38		無	法面改良
				12路線	13				
			旧美甘村	黒 畑	2	248	○	無	幅員改良・局部改良
				七 段	1	58		無	法面改良
				河田山路	2	263		無	法面改良
				月ヶ峠	1	84		無	幅員改良
				湯 谷	1	127		無	幅員改良
				矢 渕	2	240	○	無	法面改良・局部改良
				吉 谷	2	121	○	無	局部改良
				作西 2 号	7	872	○	無	路肩・法面・舗装・排水 施設改良
			計	8路線	18				
			旧川上村	川上 1 号	2	587	○	無	法面改良
				川上 2 号	2	366	○	無	局部改良
				鳥居ヶ峠	1	111	○	無	局部改良
				3路線	5				
			旧中和村	栃木谷	1	71		無	局部改良
				1路線	1				
			新庄村	田井二ツ橋	3	165		無	法面改良
				茅見奥	1	88		無	法面改良
				中谷浦手	1	61		無	法面改良
				宮座	1	87		無	法面改良
				田槇	1	53	○	無	法面改良
				5路線	7				
再 計	再 計	再 計	備前県民局（地域事務所除く）	14路線	35				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	53路線	148				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
開 設 別	種 類	区 分	(舗装) 計	52路線	77,074				
			基幹 計	2路線	10,435				
			真庭市	(森林基幹) 作 備	10,235	1,473	○	有	
			真庭市	(森林基幹) 美作北2号	200	2,548		有	
			その他 計	50路線	66,639				
			岡 山 市	13路線	13,068				
			旧岡山市 計	掛 畑	1,750	160		無	
				中 牧	1,396	31		無	
				掛畑1号	1,000	40		無	
				3路線	4,146				
			旧御津町 計	田 土	1,797	152		無	
				鼓 田	483	53		無	
				2路線	2,280				
			旧建部町 計	大 岩	1,000	31		無	
				1路線	1,000				
			旧灘崎町 計	彦 崎	520	125		無	
				川 彦	740	88		無	
				迫 川	210	74		無	
				片 岡	350	61		無	
				明石山	680	56		無	
				大 植	120	31		無	
			旧瀬戸町 計	6路線	2,620				
				塩 井	3,022	99		無	
			吉備中央町	1路線	3,022				
				15路線	25,832				
			旧加茂川町 計	宮の谷1号	150	58		無	
				三 飛	400	108		無	
				年末水谷	3,600	366		無	
				行森柿山	700	39		無	
				引撫大師	1,800	60		無	
				久西谷	700	57		無	
				中 山	1,000	46		無	
				尾山坂	1,461	38		無	
				引撫大勝	1,200	67		無	
			旧賀陽町 計	9路線	11,011				
				大 蔵	3,716	32		無	
				舞 地	2,145	45		無	
				国曾の奥	1,460	62		無	
				高 間	2,500	150		無	
				清 水	3,000	100		無	
				友 田	2,000	30		無	
			計	6路線	14,821				

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張	自 動 車 道 ・ 舗 装	林 道	真庭市	22路線	27,739				
			旧勝山町 計	曲り野呂	2,700	131		無	
				1路線	2,700				
			旧落合町 計	間 瀬	800	355		無	
				1路線	800				
			旧湯原町 計	山 谷	700	42	○	無	
				一の谷	400	194		無	
				日 尾	600	120		無	
				羽 部	150	13		無	
				小 谷	200	38		無	
				中 山	200	19		無	
				中山上	400	28		無	
				金井谷	800	41		無	
				荒神谷	700	41	○	無	
				9路線	4,150				
			旧久世町 計	木谷南谷	93	61		無	
				三坂	200	211		無	
				東明	2,282	83		無	
				横畝	130	169		無	
			旧美甘村 計	4路線	2,705				
				林ヶ成	800	63		無	
				矢 洩	2,700	240		無	
				月ヶ峠	3,200	84		無	
			旧川上村 計	3路線	6,700				
				川上1号	8,000	587	○	無	
				天の岩戸	1,037	34		無	
			旧中和村 計	2路線	9,037				
				登り畝	747	114		無	
				四 幸	900	176		無	
			再 計	2路線	1,647				
			備前県民局（地域事務所除く）	28路線	38,900				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	24路線	38,174				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(略)

③計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(略)

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養のための保安林	18	7	17,195	17,210	17,321
災害防備のための保安林	9	4	8,627	8,627	8,627
保健、風致の保存等のための 保安林	0	0	344	344	0
計	27	11	26,166	26,181	25,948

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

指定する必要のある箇所から、順次指定する。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画		
岡山市	旧岡山市				
		<u>2</u>	<u>1</u>	森林整備	
		5	2	溪間工	
		<u>6</u>	<u>1</u>	森林整備	
		<u>7</u>	<u>1</u>	森林整備	
		8	<u>1</u>	森林整備	
		<u>9</u>	<u>1</u>	森林整備	
		<u>10</u>	<u>1</u>	森林整備	
		<u>11</u>	<u>1</u>	森林整備	
		<u>12</u>	<u>3</u>	溪間工・山腹工	
		<u>13</u>	<u>1</u>	森林整備	
		34	1	山腹工	
		81	1	溪間工・山腹工	
	旧御津町	1	1	溪間工	
		20	2	山腹工	
		23	1	溪間工	
		52	1	溪間工	
		76	1	溪間工	
	旧灘崎町	11	1	山腹工	
	旧瀬戸町	24	1	森林整備	
		25	1	森林整備	
		25	1	溪間工	
		43	3	溪間工	
	旧建部町	14	2	溪間工・山腹工	
		50	1	溪間工・山腹工	
		66	1	溪間工	
		73	1	溪間工	
玉野市		<u>11</u>	<u>1</u>	森林整備	
		<u>15</u>	<u>1</u>	森林整備	
		38	2	溪間工	
		40	1	山腹工	
		<u>49</u>	<u>1</u>	山腹工	
		52	1	山腹工	
		55	1	山腹工	
		58	1	溪間工	
		60	1	溪間工	
		62, 63, 64	2	森林整備	
		59, 83, 84	2	森林整備	
		64	1	溪間工	
		82	1	溪間工	
		88	1	溪間工	
		109	1	山腹工	
		110	1	山腹工	
吉備中央町	旧加茂川町	83	1	山腹工	
		128	1	山腹工	
		177	1	溪間工	
	旧賀陽町	18	1	森林整備	
		43	1	森林整備	

単位：地区

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画			
真庭市						
	旧北房町	3	1	1	森林整備	
		7	1		溪間工	
		15	1		溪間工	
		16	1		溪間工	
		52	1		溪間工	
	旧勝山町	1	1	1	森林整備	
		2	1		溪間工	
		16	1		溪間工	
		25, 28	1	1	森林整備	
		34, 43	1		溪間工	
		<u>54</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工</u>	
		56	1		溪間工	
		66	1		溪間工	
		109, 110, 111	1	1	山腹工	
		117	1	1	山腹工	
		120, 132	1	1	溪間工	
		125	1	1	山腹工	
		<u>156</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>溪間工</u>	
		158	2	2	溪間工	
		161	1	1	山腹工	
		178	1	1	森林整備	
		182	1		溪間工	
		旧落合町	1	1		溪間工
	3, 4		1		溪間工	
	21		1		山腹工	
	35, 36		2		溪間工	
	45		1	1	溪間工	
	51		1	1	溪間工	
	107		2	1	溪間工	
	123		1		溪間工	
	127		1	1	溪間工	
	<u>129</u>		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>溪間工</u>	
	135		1		溪間工	
	179		1		溪間工	
	182		1		溪間工	
	193		1		溪間工	
	旧湯原町	1	2	1	森林整備	
		12	1	1	溪間工	
		34	1		森林整備	
		42	1	1	溪間工	
		44	1	1	溪間工	
		45	1		溪間工	
		66, 67, 68	2		森林整備	
		70, 71	1		溪間工	
		139	1	1	森林整備	
		164	1		溪間工	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域	地区数	前半5ヵ年の計画		
真庭市					
旧久世町	16, 17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工・山腹工	
	40	1		溪間工	
	49	2	1	溪間工・山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
	115, 116	1	1	溪間工	
旧美甘村	25, 26, 27	2	1	森林整備	
	46	1		溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備	
	110	1		溪間工	
	111	1	1	溪間工	
旧川上村	6	1		森林整備	
	9	1	1	森林整備	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備	
	59	4	3	山腹工	
旧八束村	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
	48, 49	1	1	森林整備	
	54	1	1	森林整備	
旧中和村	28	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	
新庄村	3	1		溪間工・山腹工	
	13	2	2	溪間工・山腹工	
	26	1		溪間工	
	63	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
久米南町	38	1	1	森林整備	
	80	1		溪間工	
合計		158	69		
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）	57	21		
	美作県民局（地域事務所除く）	2	1		
	美作県民局（真庭地域事務所）	99	47		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期
(略)